



平成 29 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社 佐賀銀行
代 表 者 名 取締役頭取 陣内 芳博
(コード番号 8395 東証第一部、福証)
問 合 せ 先 総合企画部長 中村 紳三郎
(Tel 0952-25-4555)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 29 年 5 月 11 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 88 期定時株主総会に、単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更について附議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目標としております。

当行は東京証券取引所および福岡証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当行株式の売買単位を 100 株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって当行普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 88 期定時株主総会において、後記「2. 株式併合について」および、後記「3. 定款一部変更について」に関する議案が承認可決されることを条件としております。

2. 株式併合について

(1) 併合の目的

前記「1. 単元株式数の変更について」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり投資単位を全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）にするとともに、当行株式を株主様に安定的に保有いただくことや、株主様の議決権数に変更が生じることがないように、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	171,359,090 株
株式併合により減少する株式数	154,223,181 株
併合後の発行済株式総数	17,135,909 株

(注)「株式併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

④併合による影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1 株当たりの純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当行株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合は会社法第 235 条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当行株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10 株未満所有株主	293 名（4.4%）	388 株（0.0%）
10 株以上所有株主	6,441 名（95.6%）	171,358,702 株（100.0%）
総株主	6,734 名（100.0%）	171,359,090 株（100.0%）

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10 株未満のみご所有株主様 293 名（所有株式数の合計 388 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増」または「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か証券会社に口座を作られていない場合は、後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（10 分の 1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数（平成 29 年 10 月 1 日付）
499,142,000 株	49,914,200 株

(6) 併合の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 88 期定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されること、および後記「3. 定款一部変更について」に関する議案が承認可決されることを条件とします。

3. 定款一部変更について

(1) 変更の理由

前記「1. 単元株式数の変更について」に記載のとおり、当行定款第7条に規定される普通株式の単元株式数を100株に変更するとともに、前記「2. 株式併合について」に記載した本株式併合による普通株式の発行済株式総数の減少を勘案し、第5条に規定される発行可能株式総数を変更するものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、当該効力発生日をもって本附則を削除するものといたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(現行定款・変更案対照表)

①変更を要する条文のみあげております。

②____を表示した箇所が変更部分を示します。

現行定款	変更案
<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>499,142,000株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当銀行の単元株式数は<u>1,000株</u>とする。</p> <p><新設></p>	<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>49,914,200株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当銀行の単元株式数は<u>100株</u>とする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条 第5条および第7条の規定変更は、平成29年6月29日開催の第88期定時株主総会の議案に係る株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条は当該株式併合の効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>

(3) 定款変更の条件

平成29年6月29日開催予定の第88期定時株主総会において、本定款一部変更に関する議案および、前記「2. 株式併合について」に関する議案が承認可決されることを条件とします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 11 日
定時株主総会決議日	平成 29 年 6 月 29 日（予定）
単元株式数の変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日（予定）
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日（予定）
定款一部変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日（予定）

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きとの関係で、平成 29 年 9 月 27 日をもって、東京証券取引所および福岡証券取引所における当行株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

※株主名簿管理人（お問い合わせ先）

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電 話 0120-288-324（フリーダイヤル）

受付時間 午前9時から午後5時まで（土日休日を除く）

以 上

(ご参考)

単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1 単元株式数の変更とはどのような意味ですか。

A. 単元株式数とは、会社法によって定められ、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数です。

現在の当行の単元株式数は1,000株ですが、今般、単元株式数を1,000株から100株とすることを予定しております。

Q 2 株式併合とはどのような意味ですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とするものです。

当行においては、10株を1株とする株式併合を行うことを予定しております。

Q 3 単元株式数の変更と株式併合を実施する理由を教えてください。

A. 全国取引所では、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目的に、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目指しています。このため、当行は東京証券取引所および福岡証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、対応することとしたものです。

一方で、証券取引所では望ましいとする投資単位の水準を5万円以上50万円未満と定めています。当行が単元株式数の変更のみを実施した場合、現状の株価水準においては当該水準から外れる可能性が高いことから、同時に株式併合(10株を1株に併合)を実施し、当行株式の投資単位を適切な水準に調整しようとするものです。

Q 4 投資単位はどのようなのですか。

A. 単元株式数の変更と株式併合を同時に行いますので、10株を1株に併合したうえで、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。したがって、併合実施後の100株は併合実施前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますので、実質的には現在の投資単位に変動が生じないこととなります。

Q 5 株主の所有株式や議決権はどのようなのですか。

A. 株主様のご所有株式数は、平成29年9月30日(実質上9月29日)の最終の株主名簿に記載または記録された株式数に10分の1を乗じた株式数(1に満たない端数がある場合、これを切り捨てます。)となります。また、議決権は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

当行では単元株式数の変更に合わせて株式併合を実施するため、ご所有株式数は減少しますが議決権数については変動いたしません。具体的には、単元株式数変更および株式併合の効力発生の前後で、ご所有株式数および議決権数は下記のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	6,000 株	6 個	600 株	6 個	なし
例 2	3,500 株	3 個	350 株	3 個	なし
例 3	304 株	なし	30 株	なし	0.4 株
例 4	1 株	なし	なし	なし	0.1 株

株式併合の結果、1株に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例3、例4）、全ての端数株式を当行が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

また、効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様（上記の例4）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、例3、例4の株主様は、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増または買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 6 所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合の前後で、会社の資産や資本の状況は変わりませんので、今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、普通株式1株当たりの資産価値は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有する当行株式の資産価値に影響を与えることはありません。なお、端数が生じる場合の処理については上記Q5をご参照ください

Q 7 所有株式数が減少すると、受け取る配当金は減りませんか。

A. ご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはございません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。なお、端数株式につきましては、Q5に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。

Q 8 具体的なスケジュールを教えてください。

A. 次のとおり予定しております。

平成29年6月29日	定時株主総会日
平成29年9月26日	現在の単元株式数1,000株単位での売買最終日
平成29年9月27日	変更後の単元株式数100株単位での売買開始日 (株価に株式併合の効果が反映されます)
平成29年10月1日	株式併合と単元株式数変更の効力が発生します
平成29年12月上旬	端数株式相当分の処分代金のお支払い

Q 9 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

A. 特に必要なお手続きはございません。

なお、上記Q 5に記載のとおり、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当行が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。なお、株式併合前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株主としての地位を失うこととなります。

※株主名簿管理人（お問い合わせ先）

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話 0120-288-324（フリーダイヤル）

受付時間 午前9時から午後5時まで（土日休日を除く）

以上